

ヤングケアラー支援のために活用可能な福祉サービス

■相談支援を行う場所

種別	相談支援機関	内容	担当
子ども	こども家庭センターによる相談支援（R6.4～）	妊娠期から子育て期までの世帯の相談に応じます。	健康福祉部 子育て支援課 ☎44-0322 健康推進課 ☎61-1176
	スクール ソーシャルワーカー	子どもが置かれた様々な環境に働きかけ、家庭・学校・地域の実情を踏まえた支援を行います。	所属する学校に相談してください
	スクール カウンセラー	児童や生徒及び保護者等に相談・支援を行います。	
高齢者	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）	高齢者の介護、健康、生活の困りごとの相談に応じます。	健康福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎44-0325
障害者	障害者基幹相談支援センター	障害をお持ちの方の相談に応じます。	障害者基幹相談支援センター ☎44-0329
生活困窮者	くらし自立サポートセンター	経済的に困窮する世帯の相談に応じます。	健康福祉部 福祉課 庶務・生活保護担当 ☎44-0319
福祉	ふくし総合相談窓口	福祉の困りごとが複数あり、相談窓口が分からない方の相談に応じます。	
依存症患者※ ※アルコール依存、 ギャンブル依存、 薬物依存	愛知県精神保健福祉センター	アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症に悩む方の相談に応じます。	愛知県精神保健福祉センター アルコール依存☎052-951-5015 ギャンブル依存☎052-951-1722 薬物依存☎022-962-5377
精神保健福祉	江南保健所	精神保健福祉に関する相談・援助を行います。	江南保健所健康支援課 こころの健康推進グループ ☎0587-56-2157
	犬山市民健康館さら・さら	こころの健康に関する相談を行います。	健康福祉部 健康推進課 ☎63-3800

■福祉サービス例

種別	サービス名	内容
高齢者 (介護保険サービス)	訪問介護	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
	訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
	通所介護	デイサービスセンターなどにおいて、日帰りで介護や生活機能訓練を行うサービスです。
	通所リハビリテーション	介護老人保健施設や診療所、病院において、日帰りで機能訓練を行うサービスです。
	短期入所	介護老人保健施設や診療所、病院などに短期間入所してもらい、介護する家族の負担の軽減を図るサービスです。
	特別養護老人ホーム	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。
	介護老人保健施設	入所者に対して看護、医学的な管理の下で介護、機能訓練などの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設です。
障害者(児)	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)や移動の援護等を行います。
	自立訓練	一定期間、身体機能、生活能力の向上に必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人で65歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	児童発達支援	日常生活の基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。(障害児向け)
	放課後等デイサービス	放課後及び長期休暇中に、施設で生活能力向上のための訓練を行います。(障害児向け)
	短期入所	在宅の障害者を介護する人が病気の場合等に、障害者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護を行います。
生活困窮	自立相談支援	自立に向けて必要な支援を一緒に考え、具体的な支援プランを作成します。寄り添いながら自立に向けた支援を行います。
	生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、1日でも早く自立した生活を送ることができるよう支援します。
	生活福祉資金貸付(社会福祉協議会事業)	資金の貸付と必要な相談支援を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援します。

種別	サービス名	内容
子ども	保育園等	仕事、病気等により乳幼児を保育することができない場合に預かり保育します。
	一時保育	保護者のパート勤務（週3回程度）や家族の病気、冠婚葬祭等のため、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、最大14日まで保育します。
	病児・病後児保育（病児はR6.4～）	子どもが、病気中や回復期で集団保育ができない状態で、保護者が就労などで家庭保育を行うことが困難な場合、一時的にお子さんをお預かります。（1歳から小学3年生までが対象）
	家事育児ヘルパー派遣	多子多胎世帯の家事や育児負担の軽減を図るため、ヘルパーを派遣します。
	ファミリー・サポート・センター	育児支援をしてほしい方と、育児援助をしてもよいという方の橋渡しを行います。
	子育て短期支援	家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設などで児童の養育および保護を行います。
その他	日常生活自立支援	判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助などを行います。（社会福祉協議会事業）